

自主的避難等対象区域内に居住し地元の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を20万円増額した事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

1 申立人X1について

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目
- (1) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - (2) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び平成23年3月〇日の出産後予定されていた退院日より早く退院することを余儀なくされたことに伴う精神的苦痛
 - (3) 避難及び帰宅に要した移動費用

期間 本件事故発生当初の時期

2 申立人X2について

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目
- (1) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - (2) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - (3) 避難及び帰宅に要した移動費用

期間 本件事故発生当初の時期

3 申立人X3について

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 (1) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
(2) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
(3) 避難及び帰宅に要した移動費用

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年12月31日

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1の1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、280,000円の支払義務があることを認める。

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1の2所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、80,000円の支払義務があることを認める。

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1の3所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、600,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月21日

(仲介委員 脇田康司)